

## 秋田市「農家のパーティ」プロジェクト実施要綱

〔平成29年8月4日〕  
市長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、多種多様な農畜産物等を市街地に近接した農地で生産する本市の特徴を生かしながら、農業者、事業者等が連携して行う特色ある事業活動を「農家のパーティ」プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）として認定し、これを推進することにより、本市農業の活性化を図ることを目的とする。

### (認定の対象とするプロジェクト)

第2条 認定の対象とするプロジェクトは、第1号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、第2号に掲げるいずれかの事業効果が見込まれるものとする。ただし、単なる農産品等の販売又は料理の提供を行うのみの事業活動は除く。

### (1) 要件

- ア 本市農業者、事業者等が協力し、および連携して行うものであること。
- イ 使用する農産品等の安全性に十分な配慮がなされているものであること。
- ウ 事業の採算性が見込めるものであること。

### (2) 事業効果

- ア 消費者に対し本市農業、農産品等の価値をアピールすることができること。
- イ 本市農産品等の販売の促進が図られること。
- ウ 本市農業のイメージアップが図られること。
- エ 本市農業者のモチベーション、市民の農業に対する理解等が高まること。

### (認定の申請)

第3条 プロジェクトの認定を受けようとする者は、市長が別に定める期間において、秋田市「農家のパーティ」プロジェクト申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

（申請者）

第4条 前条の規定による申請書の提出を行うことができる者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人および法人その他の団体

（認定の決定等）

第5条 市長は、第3条の規定による申請書の提出があったときは、秋田市「農家のパーティ」プロジェクト審査委員会においてその内容を総合的に審査の上、認定の可否を決定し、秋田市「農家のパーティ」プロジェクト認定結果通知書（様式第2号）により、当該申請書を提出した者に対して通知するものとする。

（認定の期間）

第6条 認定の期間は、認定した日の属する年度の末日までとする。

（認定の更新）

第7条 第5条の規定により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定の期間の満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、前条の規定による認定の期間の末日までに秋田市「農家のパーティ」プロジェクト実績報告書（様式第3号）（以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、報告書の提出があったときは、その内容を審査し、引き続き認定することが適当と認めるときは、更新するものとする。

3 前項の規定により更新した場合の認定の期間は、第6条の規定による認定の期間の末日の翌日から起算して1年間とする。

（市の支援）

第8条 市長は、プロジェクトの推進に当たり、専門知識を持ったアドバイザーを派遣する等の支援を行うとともに、プロジェクトに関する情報について、市のホームページ、広報誌等の媒体を利用し、市民への周知

に努めるものとする。

2 市長は、プロジェクトの実施に当たり、認定者がブランドネーム「農家のパーティ」を使用することを認めるものとする。

3 市長は、プロジェクトの実施に当たり、認定者が「農家のパーティ」のロゴマークを使用することについて、別に定めるところにより認めるものとする。

4 市長は、市で保有する「農家のパーティ」に係る販売の促進のための資材を認定者に貸与するものとする。

5 市長は、予算の範囲内において、認定者に対し、プロジェクトの実施に当たり必要となる経費として別表に定める経費を補助することができる。この場合において、補助金の交付の手続については、秋田市農業振興関係補助金交付要綱の定めるところによる。

(調査)

第9条 市長は、プロジェクトの実施状況について、随時調査することができるものとする。

(実績報告)

第10条 認定者は、認定を受けた期間における活動の実績について、第6条又は第7条第3項の規定による認定の期間の末日までに報告書を市長に提出するものとする。

(認定の辞退)

第11条 認定者は、認定を辞退しようとするときは、秋田市「農家のパーティ」プロジェクト認定辞退届(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、プロジェクトが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第2条第1号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 前条の規定により認定の辞退の届出があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、秋田市「農家のパーティ」プロジェクト認定取消通知書（様式第5号）により、その旨を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた認定者は、市から貸与された資材を返還しなければならない。

（市の賠償責任）

第13条 プロジェクトにおいて発生した食中毒、異物混入、食物アレルギーその他の事故等により消費者等が被った損害については、市はその責めを負わないものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第8条関係）

| 補助対象経費 | 内 容  | 補助額                                 |
|--------|--|-------------------------------------|
| 広告宣伝費  | チラシ、ポスター、立て看板、横断幕、装飾、ホームページ等の制作費、TV・新聞・雑誌等の掲載費等  | 補助対象経費の2分の1以内の額（1申請につき500千円を限度とする。） |
| 設備取得費  | 車両取得費、車両改造費、建物建築費、内装工事費等                         |                                     |
| 物品取得費  | 器材・機材・什器等の取得費等                                   |                                     |
| 研究・開発費 | 視察・研修に係る費用等                                      |                                     |
| 運搬費    | 物品輸送費等   |                                     |
| 委託費    | 会場設営費、機材運搬費、警備費等（イベントの開催又はイベントへの出展に係る間接的な業務に限る。） |                                     |
| その他事務費 | 事務用品等消耗品購入費、印刷費、会場・機材等の借上料、イベント出展料、賃貸契約に係る初期費用等  |                                     |